

西村定額積立サービス (愛称:MYつき)

「西村定額積立サービス(愛称:MYつき)」とは、
ご指定の投資信託を、毎月決められた日に預かり金及びMRFから自動的に買い付けるサービスです。

- ☑ 少額からコツコツ資産形成が可能！
- ☑ いつでも金額の変更や解約が可能！
- ☑ NISA(少額投資非課税制度)での買付も可能！

「投資信託に興味はあるけど、
一度に多額の投資には踏み切れない…」
「まずは少額から始めてみたい」
という方にピッタリです！

* 西村定額積立サービスの特徴 *

* 毎月1万円から購入金額を設定できる

毎月1万円から・1万円単位・上限なしで、購入金額をご指定いただけます。途中で購入金額の変更やボーナス月の増額も設定できますので、ライフステージに合わせた無理のない資産形成が可能です。

* 自動買付なので手間が省ける

最初のお手続き後は毎月20日(休日の場合は翌営業日)に指定金額を自動的に購入しますので、頻繁な購入手続きの手間を掛けずに資産形成ができます。

* 購入単価が平均化される

毎月一定の購入金額により、基準価額の低い時には多くの口数を、基準価額の高い時には少ない口数を購入しますので、購入単価が平均化されます。(ドル・コスト平均法) ※ただし、相場下落時の損失を防ぐものではありません。

ご利用には新光MRF口座の開設と、「西村定額積立サービス(愛称:MYつき)申込書(兼 変更届)」によるお手続きが必要です。

当社総合取引口座(新光MRFからの自動換金)から買付の払込を行います。

買付日(毎月20日、休日の場合は翌営業日)の3営業日前までに払込金をご入金下さい。ご入金を確認できない場合は買付を行いません。

払込金の中から販売手数料及び消費税相当額を徴収致しますので、払込金全額が指定銘柄の買付に充当されるわけではありません。

当社の定める「選定銘柄」の中から買付銘柄をご指定いただけます。(複数指定可)

「選定銘柄」について、詳細は営業員までお問い合わせください。当社HPにも記載されています。

<http://www.nishimura-sec.co.jp/retail/investment/>

西村証券株式会社

金融商品取引業者:近畿財務局長(金商)第26号 加入協会:日本証券業協会 指定紛争解決機関:特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

【本店営業部】Tel.075-221-9390 【舞鶴支店】Tel.0773-62-3643 【綾部支店】Tel.0773-42-6560

【亀岡支店】Tel.0771-24-2311 【大久保支店】Tel.0774-46-8213 【草津支店】Tel.077-565-1555

投資信託ご購入の際の注意事項

- * 投資信託ご購入にあたっては、最新の交付目論見書及び目論見書補完書面を必ずご覧いただき、内容をご確認ください。
- * 投資信託は、組入有価証券等の、価格の下落や発行者の信用状況悪化等の影響により、また、外貨建資産に投資する場合は為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し元本欠損が生じることがあります。
- * 投資信託の運用による利益および損失はすべてお客様に帰属します。
- * 投資信託は購入時の販売手数料をはじめ、保有期間・売却時に運用管理費がかかりますので、交付目論見書及び目論見書補完書面にてご確認ください。

本書面は弊社取扱の「西村定額積立サービス」の概要を紹介するために作成したもので、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また特定の投資信託を勧誘するものではありません。

西村定額積立サービス取扱約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さま(個人のお客さまに限ります。)と、当社との間の、追加型投資信託受益権(以下、「投資信託」といいます。)の西村定額積立サービス(愛称・MYつき)(以下、「本サービス」といいます。)に関する取決めです。お客さまは本サービス内容を十分に理解し、お客さまの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

(買付銘柄の選定)

第2条

(1)本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄(以下、「選定銘柄」といいます。)の自動継続投資コースとします。

(2)お客さまは、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします。(指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。)

(払込方法の指定)

第3条 お客さまは、当社総合取引口座(新光MRFからの自動換金)から買付の払込を行うものとします。

(申込み方法)

第4条 お客さまは次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。

(1)事前、または同時に当社所定の申込書によりお客さまが当社の総合取引口座、及び、新光MRFを開設済みであること。

(2)お客さまが当社所定の本サービスの申込書に必要な事項を記入、署名し、届出印を捺印のうえ、当社へ提出し当社が承諾していること。

(申込内容の変更)

第5条

(1)お客さまは、所定の手続きによって当社に申出ることにより、いつでも払込の中止および申込内容の変更を行うことができます。

(2)払込の中止の場合、所定の手続きによって当社に払込の再開を申し出ることにより、いつでも払込の再開をすることができます。

(金銭の払込み)

第6条

(1)お客さまは指定銘柄の買付に当てるため、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめお客様がお申出いただいた一定額の金銭(以下、「払込金」といいます。))をお客さまが2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額を総合取引口座(新光MRFからの自動換金。))からの引落しをもって行い、指定銘柄の自動継続投資コースにより振替えるものとします。

(2)1銘柄当たりの払込金の額は、10,000円以上10,000円の整数倍の金額とします。

(買付の方法)

第7条 当社は、お客さまの指定銘柄の買付に係る払込金で、当該指定銘柄の「目論見書」の記載に従って買付を行います。

(買付時期および価額)

第8条

(1)当社は、お客さまからの払込金の受入れをもって、原則として、毎月20日(休業日の場合はその翌営業日)に指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取扱います。

(2)上記(1)の指定銘柄の買付価額は、当該指定銘柄の「目論見書」に記載する取得日の価額とします。なお、販売手数料がある場合は、目論見書に記載または当社が別に定める手数料および消費税相当額を加えた価額といたします。従って、払込金の中から販売手数料及び消費税相当額を徴収致しますので、払込金全額が指定銘柄買付に充当されるわけではございません。

(3)上記(1)にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

(返還および果実の再投資)

第9条 返還および果実の再投資は、それぞれ指定銘柄の「目論見書」の記載により行うものとします。

(少額投資非課税口座にかかる非課税の特例の適用)

第10条

(1)お客さまは、事前に当社所定の申込書により指定銘柄別に少額投資非課税口座に係る非課税の特例の適用を申込み、当社が承諾した場合に、本サービスを利用する指定銘柄の買付について、非課税の特例の適用を受けることができます。

(2)複数の指定銘柄の買付もしくは指定銘柄以外の上場株式等の買付が発生する場合の非課税の特例の適用の優先順位は当社が定める方法によります。

(3)果実の再投資の場合の非課税の特例の適用の取扱いは当社が定める方法によります。

(取引および残高の通知)

第11条 当社は、本サービスにもとづくお客さまへの取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとします。

①取引の明細

当社は、第7条および第8条にもとづく取引の明細については、取引の都度「契約締結時交付書面」により通知します。

②金銭および残高明細

当社は、指定銘柄の取引明細、買付預り金および残高については、「取引残高報告書」に記載してお客さまに通知します。ただし、上記①の該当取引がない場合は、別途、1年に1回以上、お客さまに通知することがあります。

(選定銘柄の除外)

第12条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は該当銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客さまに遅滞なく通知するものとします。

①当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合

②その他当社が必要と認める場合

(解約)

第13条 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

①お客さまが当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申出た場合

②当社が本サービスを営むことができなくなった場合

③当社が本サービスの解約を申出た場合

④第14条(3)に定めるこの約款の改定にお客さまが同意しないとき

(その他)

第14条

(1)第11条の規定に従い、お客さまに対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

(2)本約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。

(3)本約款に別段の定めがないときには、総合取引約款、累積投資約款および第3条に定める指定銘柄の「目論見書」の記載等に従うものとします。